

改正案	現行
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節 中波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）</p> <p>第一節の二 短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十三条の十一―第三十三条の十八）</p> <p>第二節 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）</p> <p>第二節の二 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二）</p> <p>第二節の二の二 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七）</p> <p>第二節の三 標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）</p> <p>第二節の四 標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）</p> <p>第二節の四の二 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）</p> <p>第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）</p>	<p>第一章～第三章（同上）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節 中波放送を行う放送局の無線設備（第二十七条―第三十三条の九）</p> <p>第一節の二 短波放送を行う放送局の無線設備（第三十三条の十一―第三十三条の十九）</p> <p>第二節 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十四条―第三十七条の二）</p> <p>第二節の二 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二の二―第三十七条の七の二）</p> <p>第二節の二の二 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の七の三―第三十七条の七の七）</p> <p>第二節の三 標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の八―第三十七条の十五）</p> <p>第二節の四 標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の十六―第三十七条の二十）</p> <p>第二節の四の二 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の二―第三十七条の二十の六）</p> <p>第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十の七―第三十七条の二十の十）</p>

第二節の五 一一・七GHzを超え二二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

第二節の六 削除

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）

第二節の八 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）

第二節の九 削除

第二節の十 G7W電波一一・七GHzを超え二二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う

第二節の五 一一・七GHzを超え二二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十一―第三十七条の二十六の二）

第二節の六 高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七―第三十七条の二十七の六）

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局（衛星補助放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）

第二節の八 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一）

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）

第二節の九 G7W電波二、六三〇MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局及び衛星補助放送を行う無線局並びに当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十一―第三十七条の二十七の十四）

第二節の十 G7W電波一一・七GHzを超え二二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う

衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）

第二節の十一 G七W電波二・二GHzを超え二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）

第二節の十二―第九節（略）

第五章（略）

附則

（地上基幹放送局等に適用する規定）

第三条の二 地上基幹放送試験局、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて地上基幹放送局、衛星基幹放送局又は衛星基幹放送局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

（緊急警報信号発生装置）

第九条の三 緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。

放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十五―第三十七条の二十七の十七）

第二節の十一 G七W電波二・二GHzを超え二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備（第三十七条の二十七の十八―第三十七条の二十七の二十）

第二節の十二―第九節（同上）

第五章（同上）

附則

（放送局等に適用する規定）

第三条の二 放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局には、その放送の種類に応じて放送局、放送衛星局又は放送衛星局と通信を行う地球局に関するこの規則の規定を適用する。ただし、放送試験局、放送試験衛星局及び放送試験衛星局と通信を行う地球局のうちこの規則の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

（緊急警報信号発生装置）

第九条の三 緊急警報信号発生装置は、次の各号の条件に適合する緊急警報信号を発生するものでなければならない。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）において別に定めるものについては、この限りでない。

- 一 周波数偏位方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、〇二四ヘルツ及びスペース周波数が六四〇ヘルツであること。この場合において、周波数の許容偏差は、それぞれ（H）百万分の一〇とする。
- 二 位相は、周波数偏位時において連続していること。
- 三 伝送速度は、毎秒六四ビットであること。この場合において、伝送速度の許容偏差は、（H）百万分の一〇とする。
- 四 歪率は、五パーセント以下であること。
- 五 構成は、別に告示するところによるものであること。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一 地上基幹放送局の送信設備（二の項に掲げるものを除く。）	五	一〇
二 短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信地上放送に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備	一〇	二〇
二の二 四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇
（略）	（略）	（略）

2 テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）
- 四 （同上）
- 五 （同上）

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 （同上）

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
一 放送局の送信設備（二の項に掲げるものを除く。）	五	一〇
二 短波放送（A三E電波を使用するものを除く。）、超短波放送、テレビジョン放送（二の二の項に掲げるものを除く。）、マルチメディア放送（移動受信地上放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信地上放送をいう。以下同じ。）に限る。）、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備	一〇	二〇
二の二 四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局であつて、空中線電力が〇・五ワット以下の送信設備（複数波同時増幅器を使用する場合に限る。）	二〇	二〇
（同上）	（同上）	（同上）

2 テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備のうち、四七〇MHzを超え七七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、前項の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものは、同項の規

同項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節 中波放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の二 この節の規定は、中波放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調度）

定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

3 （同上）

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

第一節 中波放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十三条の二 この節の規定は、中波放送を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（変調度）

第三十三条の三 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の変調器は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニック放送を行う場合にあつては、少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。
- 二 ステレオホニック放送を行う場合にあつては、同一である左側信号と右側信号の和信号（中波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「中波放送の標準方式」という。）第三条第二項に規定する和信号をいう。以下この節について同じ。）により少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

（総合周波数特性）

第三十三条の四 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニック放送を行う場合にあつては、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセントの振幅変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二に示す許容限界の範囲内にあること。
- 二 ステレオホニック放送を行う場合にあつては、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの変調周波数において、変調周波数が四〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により五〇パーセントの振幅変調をした場合を基準としたとき、又は変調周波数が四〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をした場合を基準としたときのいずれにおいても、その偏差が別図第一号の二に示す許容限界の範囲内にあること。

2 送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加

第三十三条の三 中波放送を行う放送局の送信装置の変調器は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニック放送を行う場合にあつては、少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。
- 二 ステレオホニック放送を行う場合にあつては、同一である左側信号と右側信号の和信号（中波放送に関する送信の標準方式（平成四年郵政省令第四号。以下「中波放送の標準方式」という。）第二条第二項に規定する和信号をいう。以下この節について同じ。）により少なくとも九五パーセントまで直線的に振幅変調することができるものであること。

（総合周波数特性）

第三十三条の四 中波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 （同上）
- 二 （同上）

2 （同上）

えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても、和信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合、一・五デシベル以内でなければならない。

(総合歪率)

第三十三条の五 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合歪率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニツク放送を行う場合にあつては、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、五パーセント以下であること。
- 二 ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、又は変調周波数が二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をしたときのいずれにおいても、五パーセント以下であること。

(搬送波の振幅変動率)

第三十三条の六 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の搬送周波数の電流の振幅の変動率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニツク放送を行う場合にあつては、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により振幅変調したとき、五パーセント以下であること。
- 二 ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により振幅変調したとき、五パーセント以下であること。

(総合歪率)

第三十三条の五 中波放送を行う放送局の送信装置の総合歪率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(搬送波の振幅変動率)

第三十三条の六 中波放送を行う放送局の送信装置の搬送周波数の電流の振幅の変動率は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(信号対雑音比)

第三十三条の七 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の信号対雑音比は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 モノホニツク放送を行う場合にあつては、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により八〇パーセントの振幅変調をしたとき、五〇デシベル以上であること。
- 二 ステレオホニツク放送を行う場合にあつては、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツである同一の左側信号と右側信号の和信号により八〇パーセントの振幅変調をしたとき五〇デシベル以上であり、かつ、変調周波数が一、〇〇〇ヘルツの左側信号又は右側信号によりそれぞれ四〇パーセントの振幅変調をしたとき四四デシベル以上であること。

(左右分離度)

第三十三条の八 中波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度（送信装置の左側信号又は右側信号の入力端子のうちいずれか一に加えた信号が、当該装置の出力端子において、その一の入力端子に加えた当該信号として現れる出力と他の入力端子に加えた信号のように現れる出力との比をいう。以下同じ。）は、左側信号又は右側信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合において、それぞれ、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても二〇デシベル以上となるものでなければならない。

第三十三条の九 削除

(信号対雑音比)

第三十三条の七 中波放送を行う放送局の送信装置の信号対雑音比は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

(左右分離度)

第三十三条の八 中波放送を行う放送局の送信装置の左右分離度（送信装置の左側信号又は右側信号の入力端子のうちいずれか一に加えた信号が、当該装置の出力端子において、その一の入力端子に加えた当該信号として現れる出力と他の入力端子に加えた信号のように現れる出力との比をいう。以下同じ。）は、左側信号又は右側信号により四〇パーセントの振幅変調をした場合において、それぞれ、二〇〇ヘルツから五、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても二〇デシベル以上となるものでなければならない。

(予備電源装置)

第三十三条の九 放送無線設備には、なるべく予備電源装置を設備しなければならない。

第一節の二 短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十三条の十 この節の規定は、短波放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式)

第三十三条の十一 短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の変調方式は、両側波帯又は単側波帯による振幅変調でなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送周波数)

第三十三条の十二 単側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置（以下この節において「単側波帯送信装置」という。）の搬送周波数は、当該単側波帯送信装置に係る割当周波数から二・五KHz低いものでなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送波電力)

第三十三条の十三 単側波帯送信装置の搬送波電力は、一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときの尖頭電力より、六デシベル（H）〇・五デシベル低い値でなければならない。

(単側波帯送信装置が使用する側波帯)

第三十三条の十四 単側波帯送信装置が使用する側波帯は、上側波帯でなければならない。

2 短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上

第一節の二 短波放送を行う放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十三条の十 この節の規定は、短波放送を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(変調方式)

第三十三条の十一 短波放送を行う放送局の送信装置の変調方式は、両側波帯又は単側波帯による振幅変調でなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送周波数)

第三十三条の十二 単側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置（以下この節において「単側波帯送信装置」という。）の搬送周波数は、当該単側波帯送信装置に係る割当周波数から二・五KHz低いものでなければならない。

(単側波帯送信装置の搬送波電力)

第三十三条の十三 (同上)

(単側波帯送信装置が使用する側波帯)

第三十三条の十四 (同上)

2 短波放送を行う放送局の送信装置の不要側波帯の抑圧は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により送信出力の飽和レベルで変調したとき、希望単側波帯信号値に対して二五デシベル以上でなけれ

でなければならない。

(単側波帯送信装置の総合周波数特性)

第三十三條の十五 単側波帯送信装置の総合周波数特性は、一五〇ヘルツから四、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、四〇〇ヘルツの変調周波数により五〇パーセント(一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をした場合を基準として、その偏差が別図第一号の二の二に示す許容限界の範囲内になければならない。

(単側波帯送信装置の総合歪率)

第三十三條の十六 単側波帯送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び三、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて三〇パーセント(一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、一〇パーセント以下でなければならない。

(単側波帯送信装置の信号対雑音比)

第三十三條の十七 単側波帯送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて八〇パーセント(一の変調周波数によつて飽和レベルで変調したときを一〇〇パーセントとし、側波帯出力電圧の一〇〇パーセント時との比)の変調をしたとき、五〇デシベル以上でなければならない。

(両側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置への準用)

第三十三條の十八 第三十三條の三第一号、第三十三條の五第一号、第三十三條の六第一号及び第三十三條の七第一号の規定は、両

ばならない。

(単側波帯送信装置の総合周波数特性)

第三十三條の十五 (同上)

(単側波帯送信装置の総合歪率)

第三十三條の十六 (同上)

(単側波帯送信装置の信号対雑音比)

第三十三條の十七 (同上)

(両側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置への準用)

第三十三條の十八 第三十三條の三第一号、第三十三條の五第一号、第三十三條の六第一号及び第三十三條の七第一号の規定は、両

側波帯により短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置に準用する。

削る

第二節 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十四条 この節の規定は、超短波放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波面）

第三十五条 超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変調信号の許容偏差等）

第三十六条 パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第四条第三項に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波放送の標準方式第六条第四号に規定する値から（H）二ヘルツをこえる偏差を生じてはならない。

側波帯により短波放送を行う放送局の送信装置に準用する。

（予備電源装置）

第三十三条の十九 第三十三条の九の規定は、短波放送を行う放送局の放送無線設備に準用する。

第二節 超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十四条 この節の規定は、超短波放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波面）

第三十五条 超短波放送を行なう放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平となるものでなければならない。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（変調信号の許容偏差等）

第三十六条 パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。）第三条第三項に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波放送の標準方式第五条第四号に規定する値から（H）二ヘルツをこえる偏差を生じてはならない。

2 ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点は、パイロット信号がその時間軸と交わる点からパイロット信号の位相において（H）五度以内になければならない。

（変調度等）

第三十六条の二 超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2 パイロット信号による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第四条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントから八パーセントまでの範囲内になければならない。

3 ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第四条第二項に規定する最大周波数偏移の一パーセントをこえてはならない。

（総合周波数特性）

第三十六条の三 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあるものでなければならない。

2 送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

2 （同上）

（変調度等）

第三十六条の二 超短波放送を行なう放送局の送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2 パイロット信号による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントから八パーセントまでの範囲内になければならない。

3 ステレオホニツク放送を行なう場合の副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、超短波放送の標準方式第三条第二項に規定する最大周波数偏移の一パーセントをこえてはならない。

（総合周波数特性）

第三十六条の三 超短波放送を行う放送局の送信装置の総合周波数特性は、その特性曲線が、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの変調周波数において、総務大臣が別に告示する場合を除き、別図第二号に示す時定数五〇マイクロ秒の理想的プレエンファシス特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間（これらの曲線上を含む。）にあるものでなければならない。

2 （同上）

(総合歪率)

第三十六条の四 超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の総合歪率は、次の表の上欄に掲げる変調周波数により主搬送波に(+)七五kHzの周波数偏移を与えたとき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとなるものでなければならない。

変調周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント以下
一〇、〇〇〇ヘルツ以上一五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント以下

(信号対雑音比)

第三十六条の五 超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により主搬送波に(+)七五kHzの周波数偏移を与えたとき、五五デシベル以上となるものでなければならない。

(残留振幅変調雑音)

第三十六条の六 超短波放送を行なう地上基幹放送局の送信装置の残留振幅変調雑音(変調のないときの搬送波に含まれる振幅変調雑音をいう。)は、主搬送波について一〇〇パーセントの振幅変調を行なった場合に相当する送信機の出力に比較して(一)五〇デシベル以下となるものでなければならない。

(総合歪率等に関する規定の補則)

第三十六条の七 前三条の規定を適用する場合は、五〇マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりゲイェンフアンスを行なうものとする。

(左右分離度)

(総合歪率)

第三十六条の四 超短波放送を行なう放送局の送信装置の総合歪率は、次の表の上欄に掲げる変調周波数により主搬送波に(+)七五kHzの周波数偏移を与えたとき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとなるものでなければならない。

(同上)	(同上)
(同上)	(同上)
(同上)	(同上)

(信号対雑音比)

第三十六条の五 超短波放送を行なう放送局の送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により主搬送波に(+)七五kHzの周波数偏移を与えたとき、五五デシベル以上となるものでなければならない。

(残留振幅変調雑音)

第三十六条の六 超短波放送を行なう放送局の送信装置の残留振幅変調雑音(変調のないときの搬送波に含まれる振幅変調雑音をいう。)は、主搬送波について一〇〇パーセントの振幅変調を行なった場合に相当する送信機の出力に比較して(一)五〇デシベル以下となるものでなければならない。

(総合歪率等に関する規定の補則)

第三十六条の七 (同上)

(左右分離度)

第三十七条 超短波放送を行う地上基幹放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に（H）七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の二 補完放送を行うための無線設備は、第三十七条の七の四から第三十七条の七の七までに規定する条件に適合するものでなければならない。

第二節の二 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二の二 この節の規定は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備及びマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の三 映像信号搬送波と音声信号搬送波の周波数間隔は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）において規定された値（四・五MHz）から（H）1kHzを超える偏差を生じてはならない。

第三十七条 超短波放送を行う放送局の送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波に（H）七五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ、一〇〇ヘルツから一〇、〇〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても三〇デシベル以上となるものでなければならない。

（補完放送の無線設備）

第三十七条の二 （同上）

第二節の二 標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二の二 この節の規定は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この節において同じ。）を行なう放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備及びマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の三 映像信号搬送波と音声信号搬送波の周波数間隔は、標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。）において規定された値（四・五MHz）から（H）1kHzを超える偏差を生じてはならない。

2 輝度信号（標準テレビジョン放送の標準方式第七条第一項に規

2 輝度信号（標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する輝度信号をいう。）及び色信号副搬送波を変調する信号は、指針として、〇・〇五マイクロ秒以内の差で合致しなければならない。この場合、これらの信号のそれぞれの成分についても同様とする。

第三十七条の三の二 色信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式において規定された値（三・五七九五四五MHz）から（H）一〇ヘルツを超える偏差を生じてはならないものとし、かつ、毎秒（H）〇・一ヘルツを超える変動があつてはならない。

2 同期信号の波形の許容範囲は、別図第三号に示すところによるものとする。

（音声送信設備の実効輻射電力）

第三十七条の四 音声送信設備の実効輻射電力は、映像送信設備の実効輻射電力の一五パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

2 総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の送信設備については、前項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（音声送信設備の等価等方輻射電力）

第三十七条の四の二 一一・七GHzから一二・二GHzまでの周波数の電波を使用する音声送信設備の等価等方輻射電力は、映像送信設備の等価等方輻射電力の七パーセント以上三五パーセント以下でなければならない。

（電波の偏波面）

第三十七条の五 第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送を行

定する輝度信号をいう。）及び色信号副搬送波を変調する信号は、指針として、〇・〇五マイクロ秒以内の差で合致しなければならない。この場合、これらの信号のそれぞれの成分についても同様とする。

第三十七条の三の二 （同上）

2 （同上）

（音声送信設備の実効輻射電力）

第三十七条の四 （同上）

2 総務大臣が別に告示する標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備については、前項の規定にかかわらず、別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（音声送信設備の等価等方輻射電力）

第三十七条の四の二 （同上）

（電波の偏波面）

第三十七条の五 第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送を行

なら地上基幹放送局の送信空中線に準用する。

(映像送信装置の特性)

第三十七条の六 標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の映像送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 ペDESTALレベルは、搬送波の最高レベルの七五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの(±)二・五パーセントとする。
- 二 白レベルは、搬送波の最高レベルの二二・五パーセントであること。この場合において、許容偏差は、搬送波の最高レベルの(±)二・五パーセントとする。
- 三 黒レベルは、ペDESTALレベルと同じ値であること。この場合において、許容偏差は、ペDESTALレベルと白レベルとの差の値の(±)一〇パーセントとする。
- 四 連続した二のフィールドを送る時間中における同期信号の尖頭値の変動は、その間の尖頭値の平均値に対しできる限り(±)二・五パーセント以内であること。
- 五 一、二五〇kHz以上の単一の周波数で変調したときの下側波帯の強度は、二〇〇kHzの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して(±)二〇デシベル以下であること。
- 六 色信号副搬送波の周波数で変調したときの下側波帯の強度が、二〇〇kHzの周波数で変調したときの下側波帯の強度に比して、(±)四二デシベル以下であること及び四・七五MHzの周波数で変調したときの上側波帯の強度が、二〇〇kHzの周波数で変調したときの上側波帯の強度に比して、(±)二〇デシベル以下であること。
- 七 総合周波数特性は、別図第四号に示す理想的特性曲線の示す値から次の値までの範囲内にあること。

変調周波数 五〇〇kHzにおいて(±)二デシベル

変調周波数 一、二五〇kHzにおいて(±)二デシベル

なら放送局の送信空中線に準用する。

(映像送信装置の特性)

第三十七条の六 標準テレビジョン放送を行う放送局の映像送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)

変調周波数 二、〇〇〇kHzにおいて(一)三デシベル

変調周波数 三、〇〇〇kHzにおいて(二)四デシベル

変調周波数 四、〇〇〇kHzにおいて(一)六デシベル

八 前号の規定によるほか、色信号副搬送波の周波数で変調したときの出力は、二〇〇kHzの周波数で変調したときの出力に対して六(+)二デシベル低いものとし、かつ、変調周波数の二、一〇〇kHzから四、一八〇kHzまでの間においては、出力は、(+)二デシベルを超えて変化してはならない。

九 包絡線波形の遅延時間特性は、変調周波数五〇kHzから二〇〇kHzまでの間の遅延時間の平均値を基準として、変調周波数三、〇〇〇kHzまでは〇マイクロ秒、三、〇〇〇kHzから四、一八〇kHzまでの間は三、五八〇kHzにおいて(一)〇・一七マイクロ秒となるように直線的に変化するものとする。この場合において、許容偏差は、指針として、変調周波数三、五八〇kHzから二、一〇〇kHzまでの間は三、五八〇kHzにおいて(+)〇・〇五マイクロ秒、二、一〇〇kHzにおいて(+)〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとし、二、一〇〇kHzから二〇〇kHzまでの間は(+)〇・一マイクロ秒とし、変調周波数三、五八〇kHzから四、一八〇kHzまでの間は四、一八〇kHzにおいて(+)〇・一マイクロ秒となるように直線的に増大するものとする。

八 (同上)

九 (同上)

第三十七条の六の二 標準テレビジョン放送の標準方式第八条第一項に規定する定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一 定輝度化信号処理回路の補償量は、赤信号の飽和度が五〇パーセントの場合、〇デシベルから(+)四デシベル、赤信号の飽和度が一〇〇パーセントの場合、(+)五デシベルから(+)十五デシベルまでの範囲内にあること。

第三十七条の六の二 標準テレビジョン放送の標準方式第七条第一項に規定する定輝度化信号処理回路及び適応的エンファシス回路は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

一 (同上)

- 二 適応的エンフアンス回路の補償量は、輝度信号の低域成分が〇パーセントの場合、四MHzにおいて(+)二デシベルから(+)三デシベル、二MHzにおいて(+)一デシベルから(+)二デシベルまでの範囲内にあること。

(ゴースト除去基準信号発生装置の特性)

第三十七条の六の三 ゴースト除去基準信号を重畳する場合、ゴースト除去基準信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十條第六項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 ゴースト除去基準波形及びペデスタル波形の〇レベルの許容偏差は、(±)二パーセント以内であること。
- 二 ゴースト除去基準波形の振幅値の許容偏差は、(±)二パーセント以内であること。
- 三 ゴースト除去基準波形の幅の許容偏差は、(±)一・〇sc(〇・二八マイクロ秒)以内であること。
- 四 ゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、(±)一・五sc(〇・四二マイクロ秒)以内であること。ただし、この値は、長時間の変動に対するものであつて、次のフィールドに対するものではない。
- 五 ゴースト除去基準波形の立ち上がり特性は、別図第四号の一の二に示す許容限界の範囲内になければならない。
- 六 ゴースト除去基準波形の立ち下がり時間の変動は、(±)〇・〇五マイクロ秒以内であること。
- 七 カラーバーストの同期した色信号副搬送波に対するゴースト除去基準波形の立ち上がりにおける振幅値の五〇パーセント点の位置の相対変動は、定常の値から(±)四〇度(三二ナノ秒)以内であること。

- 二 (同上)

(ゴースト除去基準信号発生装置の特性)

第三十七条の六の三 ゴースト除去基準信号を重畳する場合、ゴースト除去基準信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第八條第六項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)

(識別制御信号発生装置の特性)

第三十七条の六の四 識別制御信号を重畳する場合、識別制御信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第十条第七項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 識別制御信号波形の振幅値の許容偏差は、ペDESTALレベルを○、映像信号の白レベルを(+) 一〇〇とするとき、(H) 二であること。
- 二 識別制御信号波形のB一後縁の振幅値の五〇パーセント点の位置の許容偏差は、(H) 七一〇ナノ秒以内であること。
- 三 識別制御信号波形のセットアップレベルの許容偏差は、ペDESTALレベルを○、映像信号の白レベルを(+) 一〇〇とするとき、(H) 二であること。

(音声送信装置の特性)

第三十七条の七 標準テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の音声送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 総合周波数特性は、総務大臣が別に告示する場合を除き、変調周波数一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンファシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から(一) 三デシベルまでの範囲内にあること。
- 二 総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数によつて(H) 二五kHzの周波数偏移を行つた場合、五パーセント以下であること。この場合においては、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンファシスを行うものとする。
- 三 信号対雑音比は、変調周波数一、〇〇〇ヘルツによつて(H) 二五kHzの周波数偏移を行つた場合、(一) 五〇デシベル以下であること。この場合においては、前号後段の規定に従い

(識別制御信号発生装置の特性)

第三十七条の六の四 識別制御信号を重畳する場合、識別制御信号発生装置は、標準テレビジョン放送の標準方式第八条第七項に規定する値を基準とし、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

(音声送信装置の特性)

第三十七条の七 標準テレビジョン放送を行う放送局の音声送信装置は、次の各号の特性を持つものでなければならない。

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)

ディエンフアシスを行うものとする。

(補完放送の無線設備)

第三十七条の七の二 音声信号による補完放送を行うための無線設備は、音声信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の九から第三十七条の十五まで、データ信号副搬送波を使用する場合にあつては第三十七条の二十の八から第三十七条の二十の十までに規定する条件に適合するものでなければならない。

2 映像信号による補完放送を行うための無線設備は、垂直帰線消去期間における第一四日から第一六日まで、第二一日、第二七七日から第二七九日まで又は第二八四日の水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の十七から第三十七条の二十まで、垂直帰線消去期間における第一〇日から第一三日まで、第二七三日から第二七五日まで又は第二七六日の水平走査期間を使用する場合にあつては第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までに規定する条件に適合するものでなければならない。

第二節の二の二 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の七の三 この節の規定は、超短波音声多重放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器若しくは録音再生装置の出力端子又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の七の四 多重副搬送波（超短波音声多重放送及び超短

(補完放送の無線設備)

第三十七条の七の二 (同上)

2 (同上)

第二節の二の二 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の七の三 この節の規定は、超短波音声多重放送を行う放送局のマイクロホン増幅器若しくは録音再生装置の出力端子又は超短波文字多重放送を行う放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の七の四 多重副搬送波（超短波音声多重放送及び超短

波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第三条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第一項に規定する値から（H）八ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

- 2 多重副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点のうち、一つおきの点は、パイロット信号（超短波放送の標準方式第三条第二号に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）がその時間軸と交わる点からパイロット信号の位相において（H）五度以内になければならない。
- 3 多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第五項に規定する値から（H）〇・〇一パーセントを超える偏差を生じてはならない。
- 4 固定受信用送信方式（専ら固定受信の用に供する超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の方式をいう。以下同じ。）における多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の二に示す許容値の範囲内になければならない。
- 5 移動受信用送信方式（超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の方式であつて、固定受信用送信方式以外のものをいう。以下同じ。）における多重副搬送波の変調後に挿入する送信バンドパスフィルタの特性曲線は、別図第四号の二の二に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の七の五 送信装置は、周波数偏移が（H）七八kHzまで直線的に変調することができるものでなければならない。

- 2 多重副搬送波の最大振幅による主搬送波の周波数偏移は、多重

波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第二条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節において同じ。）の周波数は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第一項に規定する値から（H）八ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

- 2 多重副搬送波が時間軸と正傾斜で交わる点のうち、一つおきの点は、パイロット信号（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第二条第二号に規定するパイロット信号をいう。以下この節において同じ。）がその時間軸と交わる点からパイロット信号の位相において（H）五度以内になければならない。
- 3 多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第五項に規定する値から（H）〇・〇一パーセントを超える偏差を生じてはならない。
- 4 （同上）
- 5 （同上）

（変調度等）

第三十七条の七の五 （同上）

- 2 多重副搬送波の最大振幅による主搬送波の周波数偏移は、多重

副搬送波を変調する信号の時系列順に表した符号が「1」の連続であるとき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第九項に規定する値の〇パーセントから（一）四パーセントまでの範囲内になければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の七の六 送信装置のアイ開口率（多重副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ変調している二つの信号の波形を超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第四条第五項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの値と「0」レベルの値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。ただし、移動受信用送信方式においては、ステレオ音声信号の左側信号と右側信号との差の信号レベルの値が〇の場合とする。

（総合周波数特性）

第三十七条の七の七 送信装置の総合周波数特性は、変調周波数〇・三KHzから三・四KHzまでの間において、プレエンファシスを行う場合の二〇〇マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（一）三デシベルまでの範囲内になければならない。

第二節の三 標準テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の八 この節の規定は、標準テレビジョン音声多重放送

副搬送波を変調する信号の時系列順に表した符号が「1」の連続であるとき、超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第九項に規定する値の〇パーセントから（一）四パーセントまでの範囲内になければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の七の六 送信装置のアイ開口率（多重副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ変調している二つの信号の波形を超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式第三条第五項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの値と「0」レベルの値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。ただし、移動受信用送信方式においては、ステレオ音声信号の左側信号と右側信号との差の信号レベルの値が〇の場合とする。

（総合周波数特性）

第三十七条の七の七 （同上）

第二節の三 標準テレビジョン音声多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の八 この節の規定は、標準テレビジョン音声多重放送

を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の九 制御信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第〇〇〇号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第八条第一項に規定する値から（±）一〇〇ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2 制御信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御信号をいう。）の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第八条第二項に規定する値から（±）〇・二ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

（変調度等）

第三十七条の十 送信装置は、一〇〇パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2 副チャネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の副チャネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第四項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

3 制御チャネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第四条第二項の制御チャネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第五項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

4 制御チャネル信号の変調度は、五〇パーセントから七〇パーセントまでの範囲内になければならない。

（総合周波数特性）

第三十七条の十一 送信装置の総合周波数特性は、変調周波数一〇

を行う放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の九 制御信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（昭和五十八年郵政省令第二十三号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。）第七条第一項に規定する値から（±）一〇〇ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2 制御信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の制御信号をいう。）の周波数は、標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第七条第二項に規定する値から（±）〇・二ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

（変調度等）

第三十七条の十 （同上）

2 副チャネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の副チャネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第四項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

3 制御チャネル信号（標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条第二項の制御チャネル信号をいう。）による主搬送波の周波数偏移は、同条第五項に規定する最大周波数偏移の一〇パーセントを超えてはならない。

4 （同上）

（総合周波数特性）

第三十七条の十一 （同上）

〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間において、プレエンファシスを行う場合の七五マイクロ秒の時定数を有する理想的インピーダンス周波数特性曲線から（二）三デシベルまでの範囲内になければならない。

2 送信装置の左側信号及び右側信号の入力端子に同一の信号を加えた場合の当該装置の出力端子における左側信号と右側信号とのレベルの差は、一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても一・五デシベル以内でなければならない。

（総合歪率）

第三十七条の十二 送信装置の総合歪率は、二〇〇ヘルツ、一、〇〇〇ヘルツ及び五、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（H）一〇KHzの周波数偏移を与えた場合、それぞれ五パーセント以下となるものでなければならない。

（信号対雑音比）

第三十七条の十三 送信装置の信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの変調周波数により音声信号副搬送波に（H）一〇KHzの周波数偏移を与えた場合、五〇デシベル以上となるものでなければならない。

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十七条の十四 前二条の規定を適用する場合は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりデイエンファシスを行うものとする。

（左右分離度）

第三十七条の十五 送信装置の左右分離度は、左側信号又は右側信号により主搬送波にあつては（H）一二・五kHz、音声信号副

2 （同上）

（総合歪率）

第三十七条の十二 （同上）

（信号対雑音比）

第三十七条の十三 （同上）

（総合歪率等に関する規定の補則）

第三十七条の十四 （同上）

（左右分離度）

第三十七条の十五 （同上）

搬送波にあつては（H）五kHzの周波数偏移を与えた場合において、それぞれ一〇〇ヘルツから七、五〇〇ヘルツまでの間のいずれの変調周波数においても別図第四号の二の三に示す特性曲線の示す値以上となるものでなければならない。

第二節の四 標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の十六 この節の規定は、標準テレビジョン文字多重放送を行う地上基幹放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の十七 クロック周波数は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第◇◇◇号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第六条第四項に規定する値から（H）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2 文字信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第九条に規定する時間から（H）三ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の十八 水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及び文字信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。

（スペクトル）

第二節の四 標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の十六 この節の規定は、標準テレビジョン文字多重放送を行う放送局の文字信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の十七 クロック周波数は、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十年郵政省令第七十七号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。）第五条第四項に規定する値から（H）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

2 文字信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式第八条に規定する時間から（H）三ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の十八 （同上）

（スペクトル）

第三十七条の十九 文字信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

(アイ開口率)

第三十七条の二十 送信装置のアイ開口率（クロック周波数に同期させて文字信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の二 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十の二 この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の二十の三 クロック周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第〇〇〇号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式」という。）第八条第四項に規定する値から（H）十六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。

第三十七条の十九 (同上)

(アイ開口率)

第三十七条の二十 (同上)

第二節の四の二 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十の二 この節の規定は、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の二十の三 クロック周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。）第一条の六第四項に規定する値から（H）十六ヘルツを超える偏差を生じ

2 データ信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十一条に規定する時間から（±）三ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の二十の四 水平走査期間におけるデータラインの重畳位置及びデータ信号の振幅の定常値は、別図第四号の三に示す許容値の範囲内になければならない。（平八郵令三七・追加、平九郵令四四・旧第三十七条の二十の八繰上）

（スペクトル）

第三十七条の二十の五 データ信号の単一パルスのスペクトルは、その特性曲線が、別図第四号の四に示す許容限界の範囲内にあるものでなければならない。

（アイ開口率）

第三十七条の二十の六 送信装置のアイ開口率（クロック周波数に同期させてデータ信号のパルスの波形を数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。）は、当該送信装置の出力端子において七〇パーセント以上でなければならない。

第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の無線設備

てはならない。

2 データ信号のビット同期符号及びバイト同期符号のタイミングは、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の九に規定する時間から（±）三ナノ秒を超える偏差を生じてはならない。

（データラインの重畳位置等）

第三十七条の二十の四 （同上）

（スペクトル）

第三十七条の二十の五 （同上）

（アイ開口率）

第三十七条の二十の六 （同上）

第二節の四の三 音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十の七 この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の二十の八 データ信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第一項に規定する値から（H）〇・七ヘルツ（七〇・八〇四kHz）データ信号副搬送波の場合に限る。）又は（H）一・〇ヘルツ（一一八・〇〇七kHz）データ信号副搬送波の場合に限る。）を超える偏差を生じてはならない。

- 2 データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する値から（H）〇・〇〇一％を超える偏差を生じてはならない。
- 3 データ信号副搬送波のスペクトルは、別図第四号の四の二に示す許容値の範囲内になければならない。

(変調度等)

第三十七条の二十の九 送信装置は、周波数偏移が（H）五六kHzまで直線的に変化することができるものでなければならない。

- 2 データ信号副搬送波による主搬送波の最大周波数偏移は、標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十五条第四項に規定する値から（ニ）四％、（十）〇％を超える偏差を生じてはならない。
- 3 データ信号副搬送波の帯域通過フィルタは、別表第五号に示す減衰特性を有するものでなければならない。

(適用の範囲)

第三十七条の二十の七 この節の規定は、音声信号副搬送波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局のデータ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差)

第三十七条の二十の八 データ信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第一項に規定する値から（H）〇・七ヘルツ（七〇・八〇四kHz）データ信号副搬送波の場合に限る。）又は（H）一・〇ヘルツ（一一八・〇〇七kHz）データ信号副搬送波の場合に限る。）を超える偏差を生じてはならない。

- 2 データ信号副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項に規定する値から（H）〇・〇〇一％を超える偏差を生じてはならない。
- 3 (同上)

(変調度等)

第三十七条の二十の九 送信装置は、周波数偏移が（H）五六kHzまで直線的に変化することができるものでなければならない。

- 2 データ信号副搬送波による主搬送波の最大周波数偏移は、標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十三第四項に規定する値から（ニ）四％、（十）〇％を超える偏差を生じてはならない。
- 3 (同上)

(アイ開口率)

第三十七条の二十の十 送信装置のアイ開口率(データ信号副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ二相位相変調している二つの信号パルスの波形を標準テレビジョン・データ多重放送の標準方式第十六条第四項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。)は、当該送信装置の出力端子において七〇%以上でなければならない。

第二節の五 一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十一 この節の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局(以下この節において「衛星基幹放送局」という。)の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備、文字信号送出装置

(アイ開口率)

第三十七条の二十の十 送信装置のアイ開口率(データ信号副搬送波の直交する二つの副搬送波をそれぞれ二相位相変調している二つの信号パルスの波形を標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式第一条の十四第四項に規定する伝送速度の二分の一の周波数に同期させて数多く重ねたときにおける「1」レベルの定常値と「0」レベルの定常値とのレベル差に対する「1」レベルの最小値の波形と「0」レベルの最大値の波形とで囲まれる部分の振幅方向の最大値の割合をいう。)は、当該送信装置の出力端子において七〇%以上でなければならない。

第二節の五 一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十一 この節の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局(以下この節において「放送衛星局」という。)の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備、文字信号送出装置から送信空中

から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第二十一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。第三十七条の二十六の三及び第三十七条の二十七の三において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十二 衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

（許容偏差）

第三十七条の二十三 映像信号及び同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の五に示すところによるものとする。

- 2 多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節及び次節において同じ。）の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第一項に規定する値から（±）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。
- 3 多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン放送の標準方式第十七条第四項に規定する値から毎秒（±）一〇ビットを超える偏差を生じてはならない。
- 4 多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の六に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（標準テレビジョン放送の標準方式第十八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。第三十七条の二十六の三及び第三十七条の二十七の三において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十二 放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）となるものでなければならない。

（許容偏差）

第三十七条の二十三 映像信号及び同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の五に示すところによるものとする。

- 2 多重副搬送波（標準テレビジョン放送の標準方式第十二条第二項に規定する多重副搬送波をいう。以下この節及び次節において同じ。）の周波数は、標準テレビジョン放送の標準方式第十四条第一項に規定する値から（±）一六ヘルツを超える偏差を生じてはならない。
- 3 多重副搬送波を変調する信号の伝送速度は、標準テレビジョン放送の標準方式第十四条第四項に規定する値から毎秒（±）一〇ビットを超える偏差を生じてはならない。
- 4 多重副搬送波のスペクトルは、別図第四号の六に示す許容値の範囲内になければならない。

（変調度等）

第三十七条の二十四 送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

- 2 映像信号による主搬送波の周波数偏移の許容偏差は、標準テレビジョン放送の標準方式第十五条第三項に規定する最大値の(±) 1MHzの範囲内になければならない。
- 3 多重副搬送波による主搬送波の周波数偏移は、(±) 3.0875MHzから(±) 3.575MHzまでの範囲内になければならない。

(映像送信装置の総合周波数特性)

第三十七条の二十五 映像送信装置の総合周波数特性は、変調周波数500kHz、1、250kHz、2、000kHz、3、000kHz及び4、000kHzにおいて、映像信号のプレエンファシスを行う場合の0.8508マイクロ秒分の1に零点及び0.1819マイクロ秒分の1に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性曲線から(±) 2デシベルまでの範囲内になければならない。

(音声送信装置の特性)

第三十七条の二十六 音声送信装置は、次の各号に掲げる特性を持つものでなければならない。

- 一 総合周波数特性は、50ヘルツから15、000ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、その特性曲線が別図第四号の七に示す音声信号のプレエンファシスを行う場合の50マイクロ秒分の1に零点及び15マイクロ秒分の1に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の曲線とプレエンファシス特性の許容限界の曲線との間(これらの曲線上を含む。)にあること。
- 二 総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大値(伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において

第三十七条の二十四 送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

- 2 映像信号による主搬送波の周波数偏移の許容偏差は、標準テレビジョン放送の標準方式第十二条第三項に規定する最大値の(±) 1MHzの範囲内になければならない。
- 3 (同上)

(映像送信装置の総合周波数特性)

第三十七条の二十五 (同上)

(音声送信装置の特性)

第三十七条の二十六 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

同じ。)を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

変調周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇ヘルツ未満	二パーセント
一〇、〇〇〇ヘルツ以上二五、〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント

三 信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

四 前二号の規定を適用する場合は、一五マイクロ秒分の一に零点及び五〇マイクロ秒分の一に極を有する伝達関数によつて表される周波数特性の回路によりデイエンフアシスを行うものとする。

(準用規定)

第三十七条の二十六の二 第三十七条の三第二項、第三十七条の三の二第一項、第三十七条の十七から第三十七条の二十まで及び第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までの規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の六 削除

第三十七条の二十七から第三十七条の二十七の六まで 削除

三 (同上)

四 (同上)

(準用規定)

第三十七条の二十六の二 第三十七条の三第二項、第三十七条の三の二第一項、第三十七条の十七から第三十七条の二十まで及び第三十七条の二十の三から第三十七条の二十の六までの規定は、放送衛星局及び放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の六 ~~高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備~~

(適用の範囲)

第三十七条の二十七 この節の規定は、高精細度テレビジョン放

送（デジタル放送を除く。）、高精細度テレビジョン音声多重放送又は高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成三年郵政省令第十六号。以下「高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式」という。）第十八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差）

第三十七条の二十七の二 原始信号（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第二条に規定する原始信号をいう。以下この節において同じ。）における同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八に示すところによるものとする。

2 原始信号の水平同期信号の周波数は、高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第三条第四号に規定する値から（±）百万分の一〇を超える偏差を生じてはならない。

3 多重信号（高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の標準方式第七条第二項に規定する多重信号をいう。以下この節において同じ。）の帯域制限のための低域ろ波器の周波数特性は、別図第四号の八の二に示す許容値の範囲内になければならない。

4 多重信号の量子化レベル（高精細度テレビジョン放送（デジタ

ル放送を除く。)の標準方式第七条第三項に規定する量子化レベルをいう。)は、符号の値が「〇」又は「二」のとき、高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)の標準方式別表第八号におけるそれぞれの規定のレベルから量子化レベルの一段階の(ハ)三分の一までの範囲内になければならない。

(変調度等)

第三十七条の二十七の三 送信装置は、直線的に変調できるものでなければならない。

2 伝送映像信号(高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)の標準方式第七条第二項に規定する伝送映像信号をいう。)による搬送波の周波数偏移の許容偏差は、高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)の標準方式第七条第三項に規定する最大値の(ハ)の〇・五MHzの範囲内になければならない。

3 多重信号による搬送波の周波数偏移の許容偏差は、高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)の標準方式第七条第四項に規定する最大値の(ハ)〇・五MHzの範囲内になければならない。

(送信設備の総合周波数特性)

第三十七条の二十七の四 地球局における伝送路等化器波器の入力から送信空中線の入力までの範囲の送信設備の総合周波数特性は、別図第四号の八の三に示す範囲内になければならない。

(音声送信装置の特性)

第三十七条の二十七の五 音声送信装置は、次の各号に掲げる特性を持つものでなければならない。

一 総合周波数特性は、五〇ヘルツから一五、〇〇〇ヘルツまでの周波数の音声信号を伝送したとき、別図第四号の八の四に示

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基
幹放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジ
タル放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再
生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線
を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線
までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情
報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に
規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七
条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条

す範囲内にあること。

二 総合歪率は、次の表の上欄に掲げる周波数の音声信号の最大
値（伝送可能な音声信号の最大振幅の値をいう。次号において
同じ。）を伝送したとき、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下
であること。

音声信号の周波数	総合歪率
五〇ヘルツ以上一〇、〇〇〇< ヘルツ未満	二パーセント
一〇、〇〇〇ヘルツ以上二五、 〇〇〇ヘルツ以下	三パーセント

三 信号対雑音比は、一、〇〇〇ヘルツの周波数の音声信号の最
大値を伝送したとき、五五デシベル以上であること。

(準用規定)

第三十七条の二十七の六 第三十七条の二十二の規定は、放送衛星
局の無線設備に準用する。

第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局
(衛星補助放送を行うものを除く。)の無線
設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジ
タル放送（衛星補助放送を除く。）を行う放送局のマイクロホン
増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（
中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装
置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無
線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方
式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置を
いう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一

の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。) から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の八 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の五に示す許容値の範囲内になければならない。

第二節の八 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。

の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。) から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の八 (同上)

第二節の八 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲(中継線及び連絡線を除く。)の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十 (同上)

2 (同上)

- 3 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、デジタル放送の標準方式第二十条第三項に規定する値から（H）百万分の〇・三を超える偏差を生じてはならない。
- 4 搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の八に示す許容値の範囲内になければならない。

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二 第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第三号に掲げる有線電気通信設備又は一般放送を行うための有線電気通信設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならぬ。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一 第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備に準用する。

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

- 3 逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、デジタル放送の標準方式第十九条第三項に規定する値から（H）百万分の〇・三を超える偏差を生じてはならない。
- 4 （同上）

（有線テレビジョン放送施設等からの影響）

第三十七条の二十七の十の二 第三十七条の二十七の九に掲げる無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第一項に規定する届出に係る有線電気通信設備、同条第四項第二号に掲げる有線電気通信設備、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三条第一項に規定する許可に係る有線テレビジョン放送施設又は電気通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条第四号に規定する有線役務利用放送設備（いずれも無線設備を構成する部分を除く。以下この条において「有線テレビジョン放送施設等」という。）とを接続する場合は、当該有線テレビジョン放送施設等からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならぬ。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十一 第三十五条の規定は、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局の無線設備に準用する。

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。）を行う放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 二 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第二節の九 削除

第三十七条の二十七の十二から第三十七条の二十七の十四まで 削除

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、マルチメディア放送（移動受信用地上放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 （同上）

- 一 放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第一節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 二 放送局のうちデジタル放送の標準方式第三章の二第二節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第二節の九 G7W電波二、六三〇MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局及び衛星補助放送を行う無線局並びに当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十二 この節の規定は、G7W電波二、六三〇MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用する

第二節の十 G七W電波一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

超短波放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）及び衛星補助放送を行う無線局の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信装置、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十三 搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第二十五条第三項に規定する値から（ \pm ）百万分の一を超える偏差を生じてはならない。

2 放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルは、別図第四号の八の九に示す許容範囲内になければならない。

3 放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、別図第四号の八の十に示すところによるものとする。

（電波の偏波）

第三十七条の二十七の十四 放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が円偏波となるものでなければならない。

第二節の十 G七W電波一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の十五 この節の規定は、G七W電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十六 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送を行うもの（以下この条において「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第五章第三節

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の十五 この節の規定は、G七W電波一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十六 (同上)

2 (同上)

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第五章第二節に規定する放送を行うもの（以下この条において「広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十一条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

二 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第五章第三節に規

に規定する放送を行うもの（以下この条において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

4 衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示す許容範囲内になければならない。

二 高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示す許容範囲内になければならない。

5 衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置において行うアップチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十二に示すところによるものとする。

二 高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七 第三十七条の二十二の規定は、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の十一 G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と

定する放送を行うもの（以下この条において「高度広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十五条の四第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じてはならない。

4 放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十一に示す許容範囲内になければならない。

二 高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十六に示す許容範囲内になければならない。

5 放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアップチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十二に示すところによるものとする。

二 高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

（準用規定）

第三十七条の二十七の十七 第三十七条の二十二の規定は、放送衛星局及び放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に準用する。

第二節の十一 G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の十八 この節の規定は、G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局（以下この節において「衛星基幹放送局」という。）の無線設備並びに衛星基幹放送局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十九 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

- 2 水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差は、別図第四号の八の七に示すところによるものとする。
- 3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 1 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

(適用の範囲)

第三十七条の二十七の十八 この節の規定は、G七W電波一二・二GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局（以下この節において「放送衛星局」という。）の無線設備並びに放送衛星局と通信を行う地球局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

(許容偏差等)

第三十七条の二十七の十九 (同上)

- 2 (同上)
- 3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 1 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第三十九条第二項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

- 二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの（以下「広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
 - 三 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの（以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
 - 四 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
- 4 衛星基幹放送局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 狭帯域衛星基幹放送局又は広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十一に示すところによること。
 - 二 高度狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十四に示すところによること。
 - 三 高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十六に示すところによること。
- 5 衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の場合

- 二 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの（以下「広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、同令第三十一条第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
 - 三 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの（以下「高度狭帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第四十八条第二項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
 - 四 放送衛星局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの（以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域放送衛星局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、同令第三十五条の四第三項に規定する値から（H）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。
- 4 放送衛星局と通信を行う地球局の搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 狭帯域放送衛星局又は広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十一に示すところによること。
 - 二 高度狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十四に示すところによること。
 - 三 高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合、別図第四号の八の十六に示すところによること。
- 5 放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置において行うアパーチャ補正は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
- 一 狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合、

は、別図第四号の八の十三に示すものであること。

- 二 広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の場合
は、別図第四号の八の十二に示すものであること。
- 三 高度狭帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の送信装置の
場合は、別図第四号の八の十五に示すものであること。
- 四 高度広帯域衛星基幹放送局と通信を行う地球局の場合は、別
図第四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

(電波の偏波)

- 第三十七条の二十七の二十 狭帯域衛星基幹放送局又は高度狭帯域
衛星基幹放送局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波又は
垂直偏波となるものでなければならない。
- 2 広帯域衛星基幹放送局及び高度広帯域衛星基幹放送局の送信空
中線は、その発射する電波が水平偏波、垂直偏波又は円偏波とな
るものでなければならない。

(送信装置の条件)

第四十九条の五 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的とし
て開設するものに限る。）の送信装置は、次の各号の区別に従い
、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 F二D電波七六・〇MHzを超え九〇・〇MHz以下を使
用するもので超短波放送の電波に重畳して送信するもの
イ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送
信速度は、毎秒一六、〇〇〇ビット以上のものであること。
ロ 周波数偏移の最大値は、超短波放送の標準方式第四条第二
項に規定する最大周波数偏移に対し、一〇%を超えないもの
であること。
ハ 副搬送波の周波数は、送信速度が毎秒一六、〇〇〇ビット
のものにあつては七六kHz、毎秒一九、〇〇〇ビットのもの

別図第四号の八の十三に示すものであること。

- 一 広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合、
別図第四号の八の十二に示すものであること。
- 二 高度狭帯域放送衛星局と通信を行う地球局の送信装置の場合
は、別図第四号の八の十五に示すものであること。
- 四 高度広帯域放送衛星局と通信を行う地球局の場合は、別図第
四号の八の十七に示す許容範囲内になければならない。

(電波の偏波)

- 第三十七条の二十七の二十 狭帯域放送衛星局又は高度狭帯域放送
衛星局の送信空中線は、その発射する電波が水平偏波又は垂直偏
波となるものでなければならない。
- 2 広帯域放送衛星局及び高度広帯域放送衛星局の送信空中線は、
その発射する電波が水平偏波、垂直偏波又は円偏波となるもので
なければならない。

(送信装置の条件)

第四十九条の五 無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的とし
て開設するものに限る。）の送信装置は、次の各号の区別に従い
、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 F二D電波七六・〇MHzを超え九〇・〇MHz以下を使
用するもので超短波放送の電波に重畳して送信するもの
イ (同上)
ロ 周波数偏移の最大値は、超短波放送の標準方式第三条第二
項に規定する最大周波数偏移に対し、一〇%を超えないもの
であること。
ハ (同上)

のにあつては六六・五kHzであること。

(搬送周波数)

第五十五条 単側波帯の二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話(海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに地上基幹放送局のものを除く。)の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五kHz(放送中継を行う固定局のものにあつては、三・七五kHz)低いものでなければならない。

(送信装置の条件)

第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

(略)

- 2 前項の送信装置で海上移動業務に使用するものは、同項の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。
 - 一 搬送波に生ずる周波数変調ができる限り低いものであること。
 - 二 選択呼出装置を付置する送信装置は、選択呼出信号を送信する場合には、搬送波を添加することができるものであること。

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局(無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。)、地上基幹放送局、放送中継を行う無線局、八

(搬送周波数)

第五十五条 単側波帯の二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話(海上移動業務、航空移動業務及び海上無線航行業務の無線局並びに放送局のものを除く。)の搬送周波数は、当該無線電話に係る割当周波数から一・五kHz(放送中継を行う固定局のものにあつては、三・七五kHz)低いものでなければならない。

(送信装置の条件)

第五十六条 H三E電波、J三E電波又はR三E電波二八MHz以下を使用する無線局の送信装置は、次の表に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信装置については、この限りでない。

(略)

- 2 (同上)

第五十八条 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波を使用する無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、航空移動業務の無線局(無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する航空機局を除く。)、放送局、放送中継を行う無線局、八五〇MH

五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五（略）

zを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、実験試験局、簡易無線局、アマチュア局、構内無線局、四〇三・三MHz以上四〇五・七MHz以下の周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇五（略）

別表第一号（第5条関係）

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 9kHzを超え526.5kHz以下	1 固定局 (1) 9kHzを超え50kHz以下のもの	100
	(2) 50kHzを超え526.5kHz以下のもの	50
	2 陸上局	100
	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	500
	イ その他の送信設備	200
	(2) 航空機局	100
	4 無線測位局	100
	5 標準周波数局	0.005

別表第一号（第5条関係）

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
1 9kHzを超え526.5kHz以下	1 固定局 (1) 9kHzを超え50kHz以下のもの	100
	(2) 50kHzを超え526.5kHz以下のもの	50
	2 陸上局	100
	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	500
	イ その他の送信設備	200
	(2) 航空機局	100
	4 無線測位局	100
	5 標準周波数局	0.005

	6 アマチュア局	100
2 526.5kHzを超え1,606.5kHz以下	地上基幹放送局	10Hz
3 1,606.5kHzを超え4,000kHz以下	1 固定局(注10,11) (1) 200W以下のもの	100
	(2) 200Wを超えるもの	50
	2 陸上局 (1) 航空局(注12)	10Hz
	(2) その他の陸上局(注10,13) ア 200W以下のもの	100
	イ 200Wを超えるもの	50
	3 移動局 (1) 生存艇及び救命浮機の送信設備	100
	(2) 航空機局(注12)	20Hz
	(3) その他の移動局(注10,13)	50
	4 無線測位局 (1) ラジオ・ブイの無線局	100
	(2) その他の無線測位局(注14) ア 200W以下のもの	20
	イ 200Wを超えるもの	10
	5 地上基幹放送局(注15)	10Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
4 4MHzを超え29.7MHz以下	1 固定局(注11,16) (1) 500W以下のもの	20
	(2) 500Wを超えるもの	10
	2 陸上局 (1) 海岸局(注13,17)	20Hz
	(2) 航空局(注12)	10Hz
	(3) その他の陸上局	20

	6 アマチュア局	100
2 526.5kHzを超え1,606.5kHz以下	放送局	10Hz
3 1,606.5kHzを超え4,000kHz以下	1 固定局(注10,11) (1) 200W以下のもの	100
	(2) 200Wを超えるもの	50
	2 陸上局 (1) 航空局(注12)	10Hz
	(2) その他の陸上局(注10,13) ア 200W以下のもの	100
	イ 200Wを超えるもの	50
	3 移動局 (1) 生存艇及び救命浮機の送信設備	100
	(2) 航空機局(注12)	20Hz
	(3) その他の移動局(注10,13)	50
	4 無線測位局 (1) ラジオ・ブイの無線局	100
	(2) その他の無線測位局(注14) ア 200W以下のもの	20
	イ 200Wを超えるもの	10
	5 放送局(注15)	10Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
4 4MHzを超え29.7MHz以下	1 固定局(注11,16) (1) 500W以下のもの	20
	(2) 500Wを超えるもの	10
	2 陸上局 (1) 海岸局(注13,17)	20Hz
	(2) 航空局(注12)	10Hz
	(3) その他の陸上局	20

	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	50
	イ その他の送信設備 (注13, 17)	50Hz
	(2) 航空機局 (注12)	20Hz
	(3) その他の移動局	40
	4 ラジオ・ブイの無線局	50
	5 <u>地上基幹放送局</u> (注15)	10Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
	8 簡易無線局及び市民ラジオの無線局	50
9 地球局及び宇宙局	20	
5 29.7MHz zを超え100 MHz100M Hz以下	1 固定局, 陸上局及び移動局 (注18, 19, 20) (1) 54MHzを超え70MHz以下のもの ア 1W以下のもの	20
	イ 1Wを超えるもの	10
	(2) その他の周波数のもの	20
	2 無線測位局	50
	3 <u>地上基幹放送局</u> (1) テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う <u>地上基幹放送局</u> (注21, 49)	500Hz
	(2) その他の <u>地上基幹放送局</u>	20
	4 標準周波数局	0.005
	5 アマチュア局	500
6 地球局及び宇宙局	20	
7 特定小電力無線局	20	
6 100MHz zを超え470M Hz以下	1 固定局 (注18, 20, 22, 44) (1) 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23)	4

	3 移動局 (1) 船舶局 ア 生存艇及び救命浮機の送信設備	50
	イ その他の送信設備 (注13, 17)	50Hz
	(2) 航空機局 (注12)	20Hz
	(3) その他の移動局	40
	4 ラジオ・ブイの無線局	50
	5 <u>放送局</u> (注15)	10Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
	8 簡易無線局及び市民ラジオの無線局	50
9 地球局及び宇宙局	20	
5 29.7MHz zを超え100 MHz100M Hz以下	1 固定局, 陸上局及び移動局 (注18, 19, 20) (1) 54MHzを超え70MHz以下のもの ア 1W以下のもの	20
	イ 1Wを超えるもの	10
	(2) その他の周波数のもの	20
	2 無線測位局	50
	3 <u>放送局</u> (1) テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う <u>放送局</u> (注21, 49)	500Hz
	(2) その他の <u>放送局</u>	20
	4 標準周波数局	0.005
	5 アマチュア局	500
6 地球局及び宇宙局	20	
7 特定小電力無線局	20	
6 100MHz zを超え470M Hz以下	1 固定局 (注18, 20, 22, 44) (1) 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23)	4

ア 1W以下のもの	
イ 1Wを超えるもの	3
(2) その他の周波数のもの	15
ア 1W以下のもの	
イ 1Wを超えるもの	10
2 陸上局 (注18, 20, 22, 24)	4
(1) 海岸局	
ア 335.4MHzを超え470MHz以下のもの	
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
イ その他の周波数のもの (注46)	10
(2) 航空局 (注45)	20
(3) 無線呼出局 (電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。)	7
ア 273MHzを超え328.6MHz以下のもの	
(ア) 変調信号の送信速度が毎秒500ビットを超えるもの	
(イ) その他のもの	3
イ その他の周波数のもの	3
(4) その他の陸上局 (注44)	15
ア 100MHzを超え142MHz以下のもの及び162.0375MHzを超え235MHz以下のもの (注28、52)	
イ 142MHzを超え1623.0375MHz以下のもの	15
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	10
ウ 235MHzを超え335.4MHz以下のもの	7
エ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23)	4

ア 1W以下のもの	
イ 1Wを超えるもの	3
(2) その他の周波数のもの	15
ア 1W以下のもの	
イ 1Wを超えるもの	10
2 陸上局 (注18, 20, 22, 24)	4
(1) 海岸局	
ア 335.4MHzを超え470MHz以下のもの	
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
イ その他の周波数のもの (注46)	10
(2) 航空局 (注45)	20
(3) 無線呼出局 (電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。)	7
ア 273MHzを超え328.6MHz以下のもの	
(ア) 変調信号の送信速度が毎秒500ビットを超えるもの	
(イ) その他のもの	3
イ その他の周波数のもの	3
(4) その他の陸上局 (注44)	15
ア 100MHzを超え142MHz以下のもの及び162.0375MHzを超え235MHz以下のもの (注28、52)	
イ 142MHzを超え1623.0375MHz以下のもの	15
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	10
ウ 235MHzを超え335.4MHz以下のもの	7
エ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23)	4

(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
3 移動局 (注18, 20, 22, 24)	10
(1) 船舶局	
ア 156MHzを超え174MHz以下のもの (注46)	
イ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注25)	4
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
ウ その他の周波数のもの	50
(ア) 生存艇及び救命浮機の送信設備	
(イ) その他の送信設備	50
A 1W以下のもの	
B 1Wを超えるもの	20
(2) 航空機局 (注27, 45)	30
(3) その他の移動局 (注44)	15
ア 100MHzを超え142MHz以下のもの及び162.0375MHzを超え235MHz以下のもの (注28, 52)	
イ 142MHzを超え162.0375MHz以下のもの	15
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	10
ウ 235MHzを超え335.4MHz以下のもの	7
エ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23, 25, 28, 31)	4
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
4 無線測位局 (注29)	20
(1) VORの送信設備	

(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
3 移動局 (注18, 20, 22, 24)	10
(1) 船舶局	
ア 156MHzを超え174MHz以下のもの (注46)	
イ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注25)	4
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
ウ その他の周波数のもの	50
(ア) 生存艇及び救命浮機の送信設備	
(イ) その他の送信設備	50
A 1W以下のもの	
B 1Wを超えるもの	20
(2) 航空機局 (注27, 45)	30
(3) その他の移動局 (注44)	15
ア 100MHzを超え142MHz以下のもの及び162.0375MHzを超え235MHz以下のもの (注28, 52)	
イ 142MHzを超え162.0375MHz以下のもの	15
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	10
ウ 235MHzを超え335.4MHz以下のもの	7
エ 335.4MHzを超え470MHz以下のもの (注23, 25, 28, 31)	4
(ア) 1W以下のもの	
(イ) 1Wを超えるもの	3
4 無線測位局 (注29)	20
(1) VORの送信設備	

	(2) その他の無線測位局 (注30)	50
	5 地上基幹放送局 (注21) (1) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1Hz
	(2) その他の地上基幹放送局	500Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
	8 簡易無線局 (注50)	20
	9 コードレス電話の無線局, 特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局 (注34、36、41)	4
	10 地球局及び宇宙局	20
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局 (注20、31、35) (1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2) その他の周波数のもの ア 100W以下のもの	100
	イ 100Wを超えるもの	50
	2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、35、37、38) (1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2) その他の周波数のもの	20
	3 無線測位局 (注29) (1) 地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	(2) 機上DME及び機上タカンの送信設備	100kHz
	(3) SSRの送信設備 ア モードS機能を有するもの	10kHz
	イ その他200kHz (4) ATCトランスポンダの送信設備 ア モードS機能を有するもの	1,000kHz
	イ その他	3,000kHz

	(2) その他の無線測位局 (注30)	50
	5 放送局 (注21) (1) 超短波放送のうちデジタル放送(衛星補助放送を除く。)を行う放送局	1Hz
	(2) その他の放送局	500Hz
	6 標準周波数局	0.005
	7 アマチュア局	500
	8 簡易無線局 (注50)	20
	9 コードレス電話の無線局, 特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局 (注34、36、41)	4
	10 地球局及び宇宙局	20
7 470MHzを超え2,450MHz以下	1 固定局 (注20、31、35) (1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2) その他の周波数のもの ア 100W以下のもの	100
	イ 100Wを超えるもの	50
	2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、35、37、38) (1) 810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	(2) その他の周波数のもの	20
	3 無線測位局 (注29) (1) 地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	(2) 機上DME及び機上タカンの送信設備	100kHz
	(3) SSRの送信設備 ア モードS機能を有するもの	10kHz
	イ その他200kHz (4) ATCトランスポンダの送信設備 ア モードS機能を有するもの	1,000kHz
	イ その他	3,000kHz

	(5) 質問信号送信設備	10 kHz
	(6) 基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000 kHz
	(7) その他の無線測位局	500
	4 <u>地上基幹放送局</u> (注21、49)	1 Hz
	(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う <u>地上基幹放送局</u>	
	(2) その他の <u>地上基幹放送局</u>	500 Hz
	5 アマチュア局	500
	6 簡易無線局	3
	7 地球局及び宇宙局 (注32、33、40)	20
	8 特定小電力無線局 (注36)	4
	9 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	10 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	11 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	12 小電力データ通信システムの無線局	50
8 2,450 MHzを超え10,500 MHz以下	1 固定局 (注31)	200
	(1) 100W以下のもの	
	(2) 100Wを超えるもの	50
	2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、36、47)	100
	3 無線測位局	10 kHz
	(1) MLS角度系	
	(2) その他の無線測位局 (注29)	1250
	4 アマチュア局	500
5 地球局及び宇宙局	50	
6 小電力データ通信システムの無線局	20	
	(1) 5,180 MHz、5,190 MHz	

	(5) 質問信号送信設備	10 kHz
	(6) 基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000 kHz
	(7) その他の無線測位局	500
	4 <u>放送局</u> (注21、49)	1 Hz
	(1) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う <u>放送局</u>	
	(2) その他の <u>放送局</u>	500 Hz
	5 アマチュア局	500
	6 簡易無線局	3
	7 地球局及び宇宙局 (注32、33、40)	20
	8 特定小電力無線局 (注36)	4
	9 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	10 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	11 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	12 小電力データ通信システムの無線局	50
8 2,450 MHzを超え10,500 MHz以下	1 固定局 (注31)	200
	(1) 100W以下のもの	
	(2) 100Wを超えるもの	50
	2 陸上局及び移動局 (注20、31、34、36、47)	100
	3 無線測位局	10 kHz
	(1) MLS角度系	
	(2) その他の無線測位局 (注29)	1250
	4 アマチュア局	500
5 地球局及び宇宙局	50	
6 小電力データ通信システムの無線局	20	
	(1) 5,180 MHz、5,190 MHz	

	、 5, 200MHz、5, 220MHz、5, 230MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 300MHz、5, 310MHz、5, 320MHz、5, 500MHz、5, 510MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 550MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 590MHz、5, 600MHz、5, 620MHz、5, 630MHz、5, 640MHz、5, 660MHz、5, 670MHz、5, 680MHz又は5, 700MHzの周波数の電波を使用するもの	
	(2) その他の周波数を使用するもの	50
	7 道路交通情報通信を行う無線局	1.5
	<u>削る</u>	<u>削る</u>
9 10.5GHzを超え81GHz以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局	800
	(2) その他の無線測位局(注29)	5000
	2 アマチュア局	500
	3 簡易無線局	200
	4 地球局及び宇宙局(注40)	100
	5 特定小電力無線局(注34)	500
	6 小電力データ通信システムの無線局	20
7 その他の無線局(注21、31、34、42、48)	300	

注

1～6 (略)

7 9kHzを超え29,700kHz以下の周波数の電波を使用する単側波帯の無線電話の送信設備(地上基幹放送局,航空局及び航空機局のものを除く。)については,その電波の周波数の許容偏差は,この表に規定する値にかかわらず,次の表のとおりとする。

周波数帯	無線局	許容偏差(Hz)
------	-----	----------

	、 5, 200MHz、5, 220MHz、5, 230MHz、5, 240MHz、5, 260MHz、5, 270MHz、5, 280MHz、5, 300MHz、5, 310MHz、5, 320MHz、5, 500MHz、5, 510MHz、5, 520MHz、5, 540MHz、5, 550MHz、5, 560MHz、5, 580MHz、5, 590MHz、5, 600MHz、5, 620MHz、5, 630MHz、5, 640MHz、5, 660MHz、5, 670MHz、5, 680MHz又は5, 700MHzの周波数の電波を使用するもの	
	(2) その他の周波数を使用するもの	50
	7 道路交通情報通信を行う無線局	1.5
	8 衛星補助放送を行う無線局	50
9 10.5GHzを超え81GHz以下	1 無線測位局 (1) 車両感知用無線標定陸上局	800
	(2) その他の無線測位局(注29)	5000
	2 アマチュア局	500
	3 簡易無線局	200
	4 地球局及び宇宙局(注40)	100
	5 特定小電力無線局(注34)	500
	6 小電力データ通信システムの無線局	20
7 その他の無線局(注21、31、34、42、48)	300	

注

1～6 (略)

7 9kHzを超え29,700kHz以下の周波数の電波を使用する単側波帯の無線電話の送信設備(放送局,航空局及び航空機局のものを除く。)については,その電波の周波数の許容偏差は,この表に規定する値にかかわらず,次の表のとおりとする。

(匡4)

1 9 kHzを超え526.5 kHz以下及び4 MHzを超え29.7 MHz以下	1 固定局及び陸上局	20
	2 移動局	50
2 1,606.5 kHzを超え4,000 kHz以下	1 固定局及び陸上局	20
	2 移動局	40

8～20 (略)

21 次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470 MHzから770 MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1 W以下の送信設備については、別に指定する。

(1) 超短波放送のうちデジタル放送であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(2) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(3) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア 空中線電力が0.5 Wを超えるもの 3 kHz

イ 空中線電力が0.5 W以下のもの 10 kHz

(4) テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この注において同じ。）又はテレビジョン多重放送（テレビジョン・データ多重放送にあつては、C9W電波及びF9W電波を使用するものに限る。以下この注において同じ。）を行う地上基幹放送局の電波の周波数を変換して再発射するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う地上基幹放送局

ア～ウ (略)

(5) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(7)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局（(7)イに規定するものを除く。） $B \times 10^3 / N_{FFT} \text{ Hz}$
 B はデジタル放送の標準方式第3.5条第1項に示す周波数帯幅（単位MHz）、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

(7) マルチメディア放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

8～20 (略)

21 次に掲げる放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(6)及び(7)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとし、(4)に掲げるものであつて、470 MHzから770 MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、尖頭電力が0.1 W以下の送信設備については、別に指定する。

(1) 超短波放送のうちデジタル放送（衛星補助放送を除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(2) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局（(3)に規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(3) テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア 空中線電力が0.5 Wを超えるもの 3 kHz

イ 空中線電力が0.5 W以下のもの 10 kHz

(4) テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この注において同じ。）又はテレビジョン多重放送（テレビジョン・データ多重放送にあつては、C9W電波及びF9W電波を使用するものに限る。以下この注において同じ。）を行う放送局の電波の周波数を変換して再発射するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局

ア～ウ (略)

(5) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行う放送局（(7)アに規定するものを除く。）であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500 Hz

(6) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局（(7)イに規定するものを除く。） $B \times 10^3 / N_{FFT} \text{ Hz}$
 B はデジタル放送の標準方式第2.2条の1.2第1項に示す周波数帯幅（単位MHz）、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

(7) マルチメディア放送を行う放送局であつて、他の放送局の放送番組を中継する

- ア デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局
 (ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
 (イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
 イ デジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局 $B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{Hz}$

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局(テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。))が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

51 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。))と近接する地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。))が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の6の項中5(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
A1A A1B A1D	0.25kHz	100kHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	0.5kHz	前2項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
A2A	5kHz	海上移動業務の無線局の無線設備で1,000ヘルツ

- 方法のみによる放送を行うもの
 ア デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行う放送局
 (ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
 (イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
 イ デジタル放送の標準方式第3章の2第2節に規定する放送を行う放送局 $B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{Hz}$

22～48 (略)

49 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域(放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。))において、他の放送局(テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。))と近接する放送局(テレビジョン放送のうちデジタル放送を行うものに限る。))が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

51 単一周波数ネットワーク(同一の放送対象地域(放送法第2条の2第2項第2号に規定する放送対象地域をいう。))において、他の放送局(デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うものに限る。))と近接する放送局(デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うものに限る。))が、当該他の放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の放送局にあつては、この表の6の項中5(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該2以上の放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
A1A A1B A1D	0.25kHz	100kHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	0.5kHz	前2項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
A2A	5kHz	海上移動業務の無線局の無線設備で1,000ヘルツ

A 2 B A 2 D A 2 N A 2 X		を超え2, 200ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
	6 kHz	1 26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの 2 118MHzを超え142MHz以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備(航空機用救命無線機の送信設備を除く。)
	6.5 kHz	75MHzの周波数の電波を発射する無線標識局の無線設備
	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2.5 kHz	前4項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機及び航空機用救命無線機の送信設備を除く。)
A 3 E	8 kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	1.5 kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備
	6 kHz	前2項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(航空機用救命無線機を除く。)
{C 3 F {F 3 E	6 MHz	標準テレビジョン放送を行う <u>地上基幹放送局</u> の無線設備
D 8 E	1.5 kHz	<u>地上基幹放送局</u> 及び放送中継を行う無線局の無線設備
C 9 W	6 MHz	<u>地上基幹放送局</u> の無線設備
F 1 B F 1 D	0.5 kHz	1 船舶局及び海岸局の無線設備で、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2 ラジオ・ブイの無線設備
	1.1 kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が12.5kHzのものに限る。)
	1.6 kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が25kHzのものに限る。)、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用

A 2 B A 2 D A 2 N A 2 X		を超え2, 200ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
	6 kHz	1 26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの 2 118MHzを超え142MHz以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備(航空機用救命無線機の送信設備を除く。)
	6.5 kHz	75MHzの周波数の電波を発射する無線標識局の無線設備
	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2.5 kHz	前4項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機及び航空機用救命無線機の送信設備を除く。)
A 3 E	8 kHz	放送番組の伝送を内容とする国際電気通信業務の通信を行う無線局の無線設備
	1.5 kHz	<u>放送局</u> 及び放送中継を行う無線局の無線設備
	6 kHz	前2項のいずれにも該当しない無線局の無線設備(航空機用救命無線機を除く。)
{C 3 F {F 3 E	6 MHz	標準テレビジョン放送を行う <u>放送局</u> の無線設備
D 8 E	1.5 kHz	<u>放送局</u> 及び放送中継を行う無線局の無線設備
C 9 W	6 MHz	<u>放送局</u> の無線設備
F 1 B F 1 D	0.5 kHz	1 船舶局及び海岸局の無線設備で、デジタル選択呼出し、狭帯域直接印刷電信、印刷電信又はデータ伝送に使用するもの 2 ラジオ・ブイの無線設備
	1.1 kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が12.5kHzのものに限る。)
	1.6 kHz	船舶自動識別装置(チャンネル間隔が25kHzのものに限る。)、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用

		位置指示送信装置
	6 MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2 kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によって通信を行うものを除く。）の無線設備
F2A F2B F2D F2N F2X	8.5 kHz	1 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16 kHz	1 54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 3 1, 212MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	200 kHz	地上基幹放送局の無線設備
	400 kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	6 MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	3 kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
F2C	8.5 kHz	1 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F3C	16 kHz	1 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2 142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F2E	200 kHz	地上基幹放送局の無線設備

		位置指示送信装置
	6 MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	2 kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局（散乱波によって通信を行うものを除く。）の無線設備
F2A F2B F2D F2N F2X	8.5 kHz	1 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	16 kHz	1 54MHzを超え70MHz以下又は142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 903MHzを超え905MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 3 1, 212MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	200 kHz	放送局の無線設備
	400 kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	6 MHz	1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
	3 kHz	前各項のいずれにも該当しない無線局の無線設備
F2C	8.5 kHz	1 335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 2 810MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F3C	16 kHz	1 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2 142MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F2E	200 kHz	放送局の無線設備

F 3 E	8. 5 k H z	1 3 3 5. 4 M H z を超え 4 7 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（4 5 0 M H z を超え 1 6 7. 5 8 M H z 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） 2 8 1 0 M H z を超え 9 6 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	1 6 k H z	1 5 4 M H z を超え 7 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2 1 4 2 M H z を超え 1 6 2. 0 3 7 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 4 5 0 M H z を超え 4 6 7. 5 8 M H z 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4 9 0 3 M H z を超え 9 0 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5 1, 2 1 5 M H z を超え 2, 6 9 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	2 6 k H z	2 5. 2 1 M H z を超え 2 7. 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	1 0 0 k H z	1 6 2. 0 3 7 5 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	2 0 0 k H z	<u>地上基幹放送局</u> 及び 5 4 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	4 0 0 k H z	9 4 0 M H z を超え 9 6 0 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	4 0 k H z	2 0 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
F 7 D F 8 D	6 M H z	1, 6 7 3 M H z, 1, 6 8 0 M H z 又は 1, 6 8 7 M H z の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
削除	削除	削除
F 8 E	2 0 0 k H z	<u>地上基幹放送局</u> 及び 5 4 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の

F 3 E	8. 5 k H z	1 3 3 5. 4 M H z を超え 4 7 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備（4 5 0 M H z を超え 1 6 7. 5 8 M H z 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備を除く。） 2 8 1 0 M H z を超え 9 6 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	1 6 k H z	1 5 4 M H z を超え 7 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局（放送中継を行うものを除く。）の無線設備 2 1 4 2 M H z を超え 1 6 2. 0 3 7 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備 3 4 5 0 M H z を超え 4 6 7. 5 8 M H z 以下の周波数の電波を使用する船上通信設備 4 9 0 3 M H z を超え 9 0 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 5 1, 2 1 5 M H z を超え 2, 6 9 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	2 6 k H z	2 5. 2 1 M H z を超え 2 7. 5 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
	1 0 0 k H z	1 6 2. 0 3 7 5 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う移動業務の無線局の無線設備
	2 0 0 k H z	<u>放送局</u> 及び 5 4 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	4 0 0 k H z	9 4 0 M H z を超え 9 6 0 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	4 0 k H z	2 0 0 M H z 以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備で前各項のいずれにも該当しないもの
F 7 D F 8 D	6 M H z	1, 6 7 3 M H z, 1, 6 8 0 M H z 又は 1, 6 8 7 M H z の周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
F 7 W	2 7 M H z	<u>放送衛星局</u> の無線設備
F 8 E	2 0 0 k H z	<u>放送局</u> 及び 5 4 M H z を超え 5 8 5 M H z 以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備

		無線設備
	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F9D	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
F9W	200kHz	地上基幹放送局の無線設備
	27MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局の無線設備
G1B	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
G7W	削る	削る
	27MHz	狭帯域衛星基幹放送局及び高度狭帯域衛星基幹放送局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局並びに12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備
H2A H2B H2D H2X	3kHz	海上移動業務の無線局の無線設備で1,000ヘルツを超え2,200ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
	1.5kHz	前項に該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
H3E	4.5kHz	地上基幹放送局の無線設備
	3kHz	前項に該当しない無線局の無線設備
J2C J3C	3kHz	28MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備
J2D	2.8kHz	22MHz以下の周波数(航空移動(R)業務の周波数に限る。)の電波を使用する航空機局の無線設備
J3E	7.5kHz	放送中継を行う固定局の無線設備

	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備
F9D	6MHz	1,673MHz, 1,680MHz又は1,687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
F9W	200kHz	放送局の無線設備
	27MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の無線設備
G1B	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
G7W	25MHz	2,630MHzを超え2,655MHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局又は衛星補助放送を行う無線局
	27MHz	狭帯域放送衛星局及び高度狭帯域放送衛星局の無線設備
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局並びに12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域放送衛星局又は高度広帯域放送衛星局の無線設備
H2A H2B H2D H2X	3kHz	海上移動業務の無線局の無線設備で1,000ヘルツを超え2,200ヘルツ以下の変調周波数を使用するもの(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
	1.5kHz	前項に該当しない無線局の無線設備(生存艇及び救命浮機の送信設備を除く。)
H3E	4.5kHz	放送局の無線設備
	3kHz	前項に該当しない無線局の無線設備
J2C J3C	3kHz	28MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備
J2D	2.8kHz	22MHz以下の周波数(航空移動(R)業務の周波数に限る。)の電波を使用する航空機局の無線設備
J3E	7.5kHz	放送中継を行う固定局の無線設備

	3 kHz	前項に該当しない無線局の無線設備
K2D PON	6MHz	1, 673MHz, 1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
R3E	3kHz	
V1D	6MHz	1 1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備 2 ACAS（モードSの質問信号を使用するものを除く。）
	14.5MHz	1 ATCトランスポンダ 2 基準信号送信設備 3 ノントランスポンダ
	40MHz	1 SSR（モードSの質問信号を使用するものに限る。） 2 ACAS（モードSの質問信号を使用するものに限る。） 3 質問信号送信設備
V1X	1.5MHz	機上DME
V3D	6MHz	1, 673MHz, 1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
VXX	1.5MHz	地上DME
WXX	700kHz	MLS角度系
X7W	5.7MHz	地上基幹放送局の無線設備

第2～第31（略）

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6, 000 / 14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33～第54（略）

第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うもの

	3 kHz	前項に該当しない無線局の無線設備
K2D PON	6MHz	1, 673MHz, 1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
R3E	3kHz	
V1D	6MHz	1 1, 673MHz、1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備 2 ACAS（モードSの質問信号を使用するものを除く。）
	14.5MHz	1 ATCトランスポンダ 2 基準信号送信設備 3 ノントランスポンダ
	40MHz	1 SSR（モードSの質問信号を使用するものに限る。） 2 ACAS（モードSの質問信号を使用するものに限る。） 3 質問信号送信設備
V1X	1.5MHz	機上DME
V3D	6MHz	1, 673MHz, 1, 680MHz又は1, 687MHzの周波数の電波を使用する気象援助局の無線設備
VXX	1.5MHz	地上DME
WXX	700kHz	MLS角度系
X7W	5.7MHz	放送局の無線設備

第2～第31（略）

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6, 000 / 14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33～第54（略）

第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 デジタル放送の標準方式第3章の2第1節に規定する放送を行うもの

6, 000 / 14 × n + 38. 48 kHz の小数点以下を切り上げた値
ただし、n はデジタル放送の標準方式第 2 8 条第 2 項の OFDM フレームに含まれる OFDM セグメントの数とする。

2 デジタル放送の標準方式第 4 章第 2 節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第 3 5 条第 1 項の周波数帯幅

第 5 6 ～第 5 9 (略)

別表第三号 (第 7 条関係)

- 1 この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。
 - (2) 「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は 30MHz 以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。
 - (3) 「搬送波電力」とは、施行規則第 2 条第 1 項第 7 1 号に規定する電力をいう。ただし、デジタル変調方式等のように無変調の搬送波が発射できない又は実数零点単側波帯変調方式のように搬送波が低減されている場合は、変調された搬送波の平均電力をいう。
 - (4) 「参照帯域幅」とは、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を規定するための周波数帯域幅をいう。
 - (5) 「BN」とは、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数を算出するために用いる必要周波数帯幅をいう。この場合における必要周波数帯幅は、占有周波数帯幅の許容値とする。ただし、次に掲げる場合の必要周波数帯幅は、次のとおりとする。
ア チャンネル間隔が規定されているものの必要周波数帯幅は、チャンネル間隔とすることができる。
イ 指定周波数帯が指定されているものの必要周波数帯幅は、指定周波数帯の値とすることができる。
ウ 単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（地上基幹放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。
$$B_o = b_o + (m - 1) \Delta F$$

B_o : 1 のシステム当たりの必要周波数帯幅
b_o : 1 の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値
m : 搬送波数

6, 000 / 14 × n + 38. 48 kHz の小数点以下を切り上げた値
ただし、n はデジタル放送の標準方式第 2 2 条の 5 第 2 項の OFDM フレームに含まれる OFDM セグメントの数とする。

2 デジタル放送の標準方式第 3 章の 2 第 2 節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第 2 2 条の 1 2 第 1 項の周波数帯幅

第 5 6 ～第 5 9 (略)

別表第三号 (第 7 条関係)

- 1 この別表において使用する用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) (同上)
 - (2) 「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局、30MHz 以下の周波数の電波を使用するアマチュア局及び単側波帯を使用する無線局（移動局又は 30MHz 以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。）の送信設備（実数零点単側波帯変調方式を用いるものを除く。）にあつては、尖頭電力）により規定される許容値をいう。ただし、別に定めがあるものについてはこの限りでない。
 - (3) (同上)
 - (4) (同上)
 - (5) (同上)
- ア (同上)
- イ (同上)
- ウ 単一の電力増幅部により複数の主搬送波に対して給電を行う共通増幅方式の送信設備であつて、複数の連続した搬送波（均一又は等間隔に配置される場合に限る。）に対して共通増幅を行うもの（放送局の送信設備を除く。）の必要周波数帯幅は、次式による値とすることができる。
$$B_o = b_o + (m - 1) \Delta F$$

B_o : 1 のシステム当たりの必要周波数帯幅
b_o : 1 の搬送波当たりの占有周波数帯幅の許容値
m : 搬送波数

△F：1の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

(6) 「fc」とは、中心周波数(必要周波数帯幅の中央の周波数)をいう。

2～4 (略)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) 中波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

(2) 短波放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2(1)及び(3)並びに3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値、帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

イ 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数

(ア) A3E電波を使用するもの

fc(±)22.5kHz

(イ) H3E電波を使用するもの

fc(±)11.25kHz

(3) 超短波放送(デジタル放送を除く。)、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

△F：1の搬送波の中央の周波数と隣接する搬送波の中央の周波数の差

(6) 「fc」とは、中心周波数(必要周波数帯幅の中央の周波数)をいう。

2～4 (略)

5 放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) 中波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

(2) 短波放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、2(1)及び(3)並びに3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア (同上)

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より40dB低い値	50mW以下であり、かつ、基本周波数の搬送波電力より50dB低い値

イ (同上)

(3) 超短波放送(デジタル放送を除く。)、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
250Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より70dB低い値
1Wを超え250W以下		25μW以下
1W以下	100μW以下	

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
500Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	基本周波数の平均電力より70dB低い値
1Wを超え500W以下		50μW以下
1W以下	100μW以下	

(5) 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上基幹放送局の送信設備(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
90MHzを超え108MHz以下及び170MHzを超え222MHz以下	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値。ただし、マルチメディア放送を行う地上基幹放送局は1mW以下であり、かつ、基本

(同上)

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う放送局の送信設備(衛星補助放送を行うものを除く。)の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(同上)

(5) 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)、マルチメディア放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送及び標準テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の送信設備(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

基本周波数帯	空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
90MHzを超え108MHz以下及び170MHzを超え222MHz以下	42Wを超えるもの	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値。ただし、マルチメディア放送を行う放送局は1mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より6	1mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値。ただし、マルチメディア放送を行う放送局は1mW以下であり、かつ、基本周波数の

		力より60dB低い値。	周波数の平均電力より60dB低い値。
	1.68Wを超え42W以下		25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	
470MHzを超え770MHz以下	42Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値
	1.68Wを超え42W以下	25μW以下	25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	

注 マルチメディア放送を行う地上基幹放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

(6) 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
25Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より60dB低い値
1Wを超え25W以下	25μW以下	25μW以下
1W以下	100μW以下	

		0dB低い値。	平均電力より60dB低い値。
	1.68Wを超え42W以下		25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	
470MHzを超え770MHz以下	42Wを超えるもの	20mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値	12mW以下であり、かつ、映像送信設備の基本周波数の平均電力より60dB低い値
	1.68Wを超え42W以下	25μW以下	25μW以下
	1.68W以下	100μW以下	

注 マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

(6) 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

(同上)

6 ～ 37 (略)

38 28MHz以下のH3E電波、J3E電波又はR3E電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、地上基幹放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2（1）及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

割当周波数からの周波数 間隔	帯域外領域における不要発射の強度の許容値
1. 5kHzを超え4.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より31dB低い値
4.5kHzを超え7.5kHz以下	基本周波数の尖頭電力より38dB低い値
7.5kHzを超えるもの	50mW以下であり、かつ、基本周波数の尖頭電力より43dB低い値

39～52 (略)

別表第四号（第12条関係）

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力 (pZ)	平均電力 (pY)	尖頭電力 (pX)	
A1A A1B A1C A1D			0.5	1	
A2A A2B	1 変調用 可聴周波 数の電鍵 操作	1	1.25	4	
	2 変調波 の電鍵操 作	1	0.75	4	
A2C		1	1	4	
A2D	1 変調用 可聴周波	1	1.25	4	

6 ～ 37 (略)

38 28MHz以下のH3E電波、J3E電波又はR3E電波を使用する無線局の送信設備（航空移動業務の無線局、放送局、放送中継を行う固定局及びアマチュア局の送信設備を除く。）の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、2（1）及び3に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(同上)

39～52 (略)

別表第四号（第12条関係）

電波の型式別空中線電力の換算比の表

電波の型式	変調の特性	換算比			備考
		搬送波電力 (pZ)	平均電力 (pY)	尖頭電力 (pX)	
A1A A1B A1C A1D			0.5	1	
A2A A2B	1 変調用 可聴周波 数の電鍵 操作	1	1.25	4	
	2 変調波 の電鍵操 作	1	0.75	4	
A2C		1	1	4	
A2D	1 変調用 可聴周波	1	1.25	4	

	数の電鍵操作				
	2 変調波の電鍵操作	1	0. 7 5	4	
A 3 C A 3 E		1	1	4	
A 3 X			0. 4	1	航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機に限る。
B 7 B B 7 D			0. 0 7 5	1	
B 8 E			0. 0 7 5	1	
C 3 F			1	1. 6 8	地上基幹放送局に限る。注3参照
D 8 E		1	1	4	
H 3 E			0. 5	1	地上基幹放送局に限る。注4参照
J 2 C J 3 C			0. 1 6	1	
J 3 E			0. 1 6	1	注5参照
K 1 B K 1 D			0. 5	1 / d	
K 2 B K 2 D	1 変調用可聴周波数の電鍵操作		1. 2 5	4 / d	
	2 変調波の電鍵操作		0. 7 5	4 / d	
K 3 E K 8 E			1	4 / d	
L 2 B L 2 D	1 変調用可聴周波		1	1 / d	

	数の電鍵操作				
	2 変調波の電鍵操作	1	0. 7 5	4	
A 3 C A 3 E		1	1	4	
A 3 X			0. 4	1	航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機に限る。
B 7 B B 7 D			0. 0 7 5	1	
B 8 E			0. 0 7 5	1	
C 3 F			1	1. 6 8	放送局に限る。注3参照
D 8 E		1	1	4	
H 3 E			0. 5	1	放送局に限る。注4参照
J 2 C J 3 C			0. 1 6	1	
J 3 E			0. 1 6	1	注5参照
K 1 B K 1 D			0. 5	1 / d	
K 2 B K 2 D	1 変調用可聴周波数の電鍵操作		1. 2 5	4 / d	
	2 変調波の電鍵操作		0. 7 5	4 / d	
K 3 E K 8 E			1	4 / d	
L 2 B L 2 D	1 変調用可聴周波		1	1 / d	

	数の電鍵操作				
	2 変調波の電鍵操作		0.5	1/d a	
L 3 E L 8 E			1	1/d a	
M 2 B M 2 D	1 変調用可聴周波数の電鍵操作		1	1/d a	
	2 変調波の電鍵操作		0.5	1/d a	
M 3 E M 8 E			1	1/d a	
P O N			1	1/d	
R 2 C R 3 C			0.14	1	
R 3 E			0.14	1	注5参照
R 7 B R 7 D			0.14	1	

注

1～5 (略)

別表第五号 (略)

別表第六号 (略)

別表第四号の八から別表第四号の八の三まで 削除

	数の電鍵操作				
	2 変調波の電鍵操作		0.5	1/d a	
L 3 E L 8 E			1	1/d a	
M 2 B M 2 D	1 変調用可聴周波数の電鍵操作		1	1/d a	
	2 変調波の電鍵操作		0.5	1/d a	
M 3 E M 8 E			1	1/d a	
P O N			1	1/d	
R 2 C R 3 C			0.14	1	
R 3 E			0.14	1	注5参照
R 7 B R 7 D			0.14	1	

注

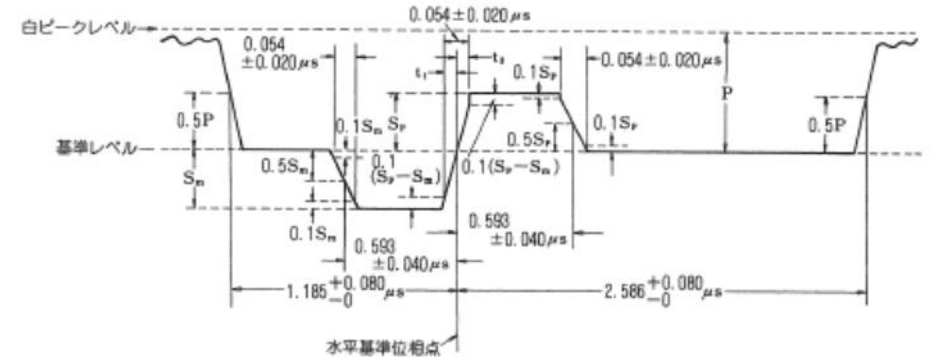
1～5 (略)

別表第五号 (略)

別表第六号 (略)

別図第四号の八 原始信号における同期信号の波形の許容範囲 (第37条の27の2第1項関係)

(1) 水平同期信号



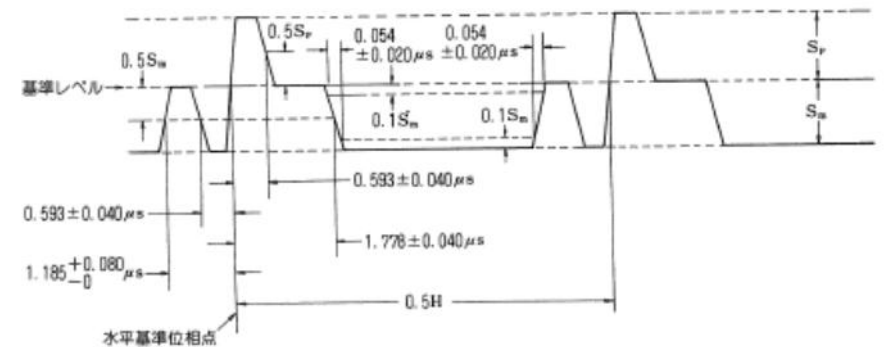
注1 「P」は、輝度信号の基準レベルから白ピークレベルまでの振幅を示す。

2 「S_p」及び「S_m」は、それぞれ正極性及び負極性の同期信号の基準レベルからの振幅を示す。

3 P、S_p及びS_mの相対振幅の基準値は、 $3P = 7S_p = 7S_m$ とする。

4 $t_1 - t_2$ の絶対値の最大値は、 $0.002 \mu s$ とする。

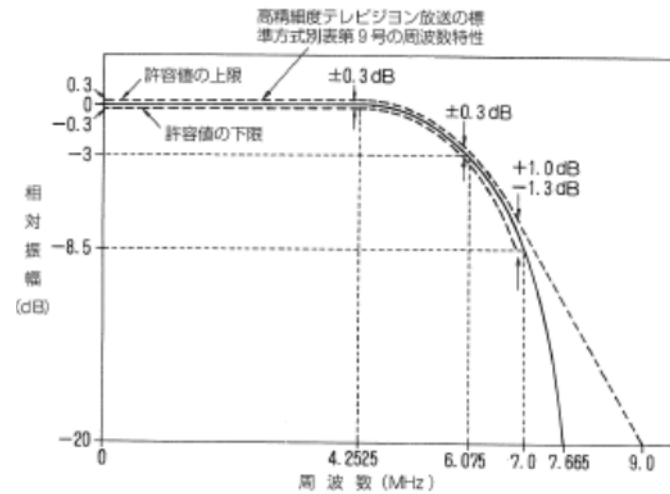
(2) 垂直同期信号



注1 「H」は、1つの走査線の初めから次の走査線の初めまでの時間を示す。

2 図は、1 H期間における垂直同期信号の波形を示す。

別図第四号の八の二 多重信号の低域ろ波器の周波数特性 (第 37 条の 27 の 2 第 3 項関係)



別図第四号の八の三 送信設備の総合周波数特性 (第 37 条の 27 の 4 関係)

(1) 理想的な振幅特性

周波数(MHz)	周波数特性の相対振幅
$f \leq f_L$	1
$f_L < f < f_U$	$\sqrt{0.5(1 + \cos \frac{f - f_L}{f_U - f_L} \pi)}$
$f \geq f_U$	0

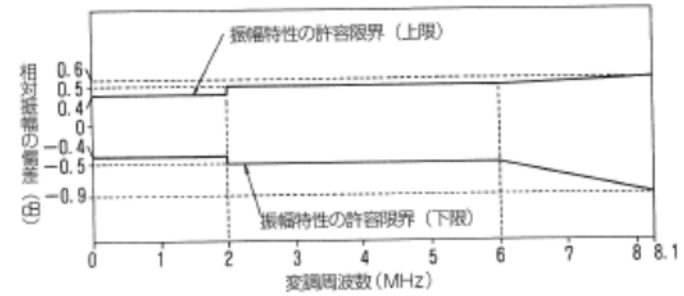
注 1 f は、変調周波数とする。

注 2 f_L は、 f_c の $(1 - \eta)$ 倍とする。

この場合、 η はロールオフ率を表し、その値は 0.1 とし、 f_c は遮断周波数を表し、8.1MHz とする

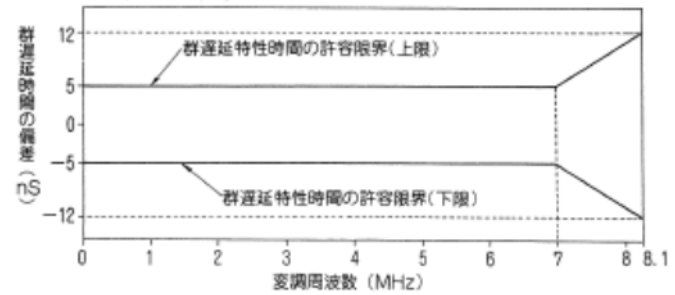
注 3 π は、円周率とする。

(2) 振幅特性の許容偏差



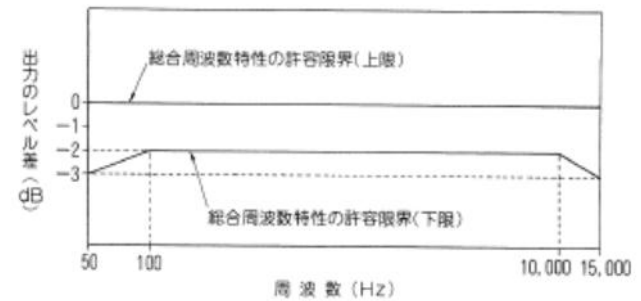
注 相対振幅の偏差は、(1)に示す理想的な振幅特性の曲線を0デシベルとしたときの偏差とする。

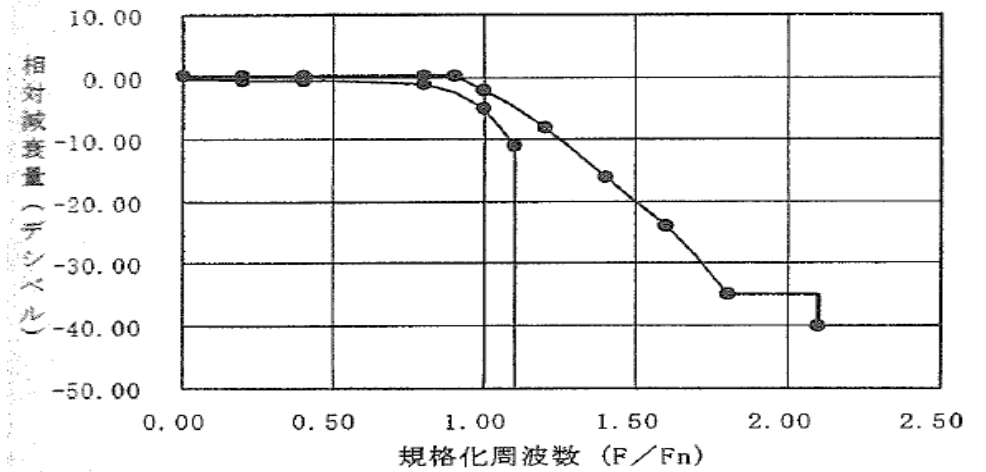
(3) 群遅延時間特性



注 群遅延時間特性は、変調周波数 8.1MHz まで一定の群遅延時間であるものとし、その許容偏差は、指針として、図の範囲内とする。

別図第四号の八の四 音声送信装置の総合周波数特性 (第 37 条の 27 の 5 第 1 号関係)





注 Fは周波数を表し、Fnはナイキスト周波数を表す。

規格化周波数 (F/Fn)	相対減衰量 (デシベル)	規定の種類
0.0	+0.25	上限
	-0.25	下限
0.2	+0.25	上限
	-0.40	下限
0.4	+0.25	上限
	-0.40	下限
0.8	+0.25	上限
	-1.10	下限
0.9	+0.25	上限
1.0	-2.00	上限
	-5.00	下限
1.1	-11.00	上限
1.2	-8.00	上限
1.4	-16.00	上限

<u>1. 6</u>	<u>- 2 4. 0 0</u>	<u>上限</u>
<u>1. 8</u>	<u>- 3 5. 0 0</u>	<u>上限</u>
<u>2. 1 2</u>	<u>- 4 0. 0 0</u>	<u>上限</u>

別図第四号の八の十 削除

別図第四号の八の十 アパーチャ補正（第三十七条の二十七の十三第三項）

$$\text{(アパーチャ補正)} = \frac{X}{\sin X}$$

$$X = \frac{\pi F}{2F_n}$$

$$F_n = 8.192\text{MHz}$$

注 π は円周率を、Fは周波数を、 F_n はナイキスト周波数を表す。